

私 第 1917号

平成24年8月17日

関係私立学校設置者 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱の改正について(通知)

標記要綱について、別添のとおり改正し、平成24年度から適用することとしたのでお知らせします。
本通知及び要綱については、私学・大学課ホームページ及びセキュアSAMBA(サンバ)に掲載していますので、次のアドレスから閲覧いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

○私学・大学課ホームページ(私立学校(園)向けのお知らせ)

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/>

○セキュアSAMBA(サンバ)

共有フォルダ>20120817_授業料支援補助金要綱改正

<https://samba2059.digitalink.ne.jp/link/>

記

- 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱
- 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき知事が、保護者等の市町村民税所得割額に応じて定める生徒一人当たりの補助限度額(通信制課程は、一単位あたりの補助限度額)について

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 小田

TEL: 06-6210-9274(直通)

専各振興グループ 松田、瀬戸口

TEL: 06-6210-9272(直通)